

「五ヶ条の御誓文」の特質

— ゆがめられた近代化の軌跡 —

三 上 一 夫

一、課題

戊辰戦争での政府軍の勢力が圧倒的に高まり、江戸開城を間近にひかえた慶応四年（一八六八）三月十四日、「五ヶ条の御誓文」が發布されたが、これはまぎれもなく明治維新政権の基本方針を明らかにした歴史のプロバガンダであった。ところでその最初の草案が、福井藩出身の由利公正により作成されたことは周知のとおりである。

新政府の発足後間もなく、由利は議事所の規則として、「議事之体大意」を作成し、その後福岡孝弟（土佐藩）が由利案の条文の順序や字句の一部を改めさらに木戸孝允（長州藩）が修正を加え、「五ヶ条の御誓文」として発布したのである。

ところで福井県として平成十七年（二〇〇

五）、由利公正筆「議事之体大意」、福岡孝弟「会盟」の原本を入手し、福井県立図書館に展示して、県民の間にも大きな論議を呼んだ。⁽²⁾

この資料がまぎれもなく由利淳三郎家（逗子市）の旧蔵品であったこと、さらにその筆跡をみると、由利公正直筆のものであるとはつきり認められる。当資料には多くの虫食い箇所があり、そのいずれもが三岡丈夫著『由利公正伝』（大正五年へ一九一六）八月一日光融館刊）掲載のものとまったく一致している。よって本資料は、同書に掲載された「参与三岡八郎の起草せし国是五ヶ条」と「参与福岡藤次（孝弟）の前案を清書したるもの」の原本であることが分かる。

本資料には、由利の同志金子堅太郎の箱書が認められる点から、金子の進言で由利家が維新後長らく所蔵していた草稿を卷子に仕立てたものと思考される。こうした甚だ珍重な文献が、はからずも福井県内に収まったことは、誠に喜ばしい限りである。

まぎれもなく、「五ヶ条の御誓文」の基底となる由利案が、民衆層の力を精いっぱい発

揮させて、新政の基本にしようとする甚だ先

進的なアイデアによるもので、福井藩論の「公議公論」主義をすっかりふまえ、望ましい日本近代化路線を描き出した点で、その歴史的価値は極めて高いものといわねばならない。

ただ現実には、肝心の「御誓文」の趣旨が明治以降の日本近代化路線のうえで著しくゆがめられたことは端的に認めざるを得ない。

この点、わが恩師の高橋幸八郎教授がいみじくも指摘する「上から von oben の近代化」路線を指向する明治政権の絶対主義的、半封建的性格、つまり「プロシヤ型の道」の歴史的性格をいかに露呈させるかという課題意識をふまえることを付記する。⁽³⁾

なお「五ヶ条の御誓文」の歴史的 성격については、すでに論及したところであるが、その内容を再検討して、ゆがめられた近代化の真実の歴史過程を精密に検証する必要性が痛感されるわけである。

二、由利草案の先進性

「五ヶ条の御誓文」の最初の起草文、つま

り由利案の文面では、かねて福井藩が懸命に目指した「統一国家論」による「公議論」路線をしつかりふまえ、被支配層の民衆の力をできるだけ發揮させて、新政の基礎にしようとする極めて先進的な発想によることが認められる。

由利案の第一条の条文に「庶民志を遂げ」というのと「御誓文」の第三条の「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ」とでは、「庶民」とらえ方のうえで著しく異なる。また由利案の第二条で「士民心を一にして」といえば、「士」とか「民」とかの身分の差別を越えて協力一致することが期待されるが、これが「御誓文」第二条では、「上下心ヲ一ニシテ」となり、「上」と「下」の厳しい身分の差を意識するものといえる。

由利案の第五条の「万機公論に決し」は、「御誓文」の第一条に掲げられているが、これこそ文久期幕政改革の際、横井小楠が松平春嶽に建白した「国是七条」のなかの第五条「大いに言路を開き天下と公共の政をなせ」と同じ性格のものである。要は春嶽をはじめ福井藩の幕政に対する鋭い批判に基づいてい

る。

とりわけ、春嶽がたえずいましめたのは、幕府の「私政」であった。幕府は「私」のために開国し、尊攘派を弾圧した。また「私」のために攘夷決行や長州征伐など行ったことが全国を政治社会的に混乱させ、ついに幕府自身も破滅せざるを得なかったと判断する。⁵⁾

由利としても「幕府」の「私政」は絶対に許せないところであり、「天下の公論」にもとづく「公議公論主義」こそ、新政としてもっとも重視されるべき政治的課題としたのである。

なにぶん由利が師と仰ぐ横井小楠の思想大系とされる「国是三論」(富国論・強兵論・士道論)と「大義論」がしっかり導入されている。⁶⁾ 由利案第三条「知識を世界に求め広く皇基を振起すべし」は、福岡案では第四条、「御誓文」第五条に掲げられるが、小楠がとりわけ重視する「大義論」として、当時の国家エゴイズムの割拠主義を完全に否定して、国家を超えた普遍的原理―究極的な「天」の理念の想定のもとに、「天帝」観念を創出したが⁷⁾から、国家の在り方を規定したわけ

ある。そこには偏狭な国益中心主義を止揚した全世界に通ずる普遍的原理―四海同胞主義が、由利案・福岡案・「御誓文」のいずれにも掲げられる点で、大いに注目したいわけである。

要は、この四海同胞主義こそ、人類普遍の原理として評価すべきもので、まさしく「アジア、東アジアさらに世界に共通する普遍主義」⁸⁾が貫徹するものと考えたい。

実は坂本龍馬の「新政府綱領八策」(船中八策)において、第二条のなかの「万機宜シク公議ニ決スベキ事」は、いみじくも由利案の第五条に取り入れられるが、龍馬は八つの条文を掲げた後に、「強抗非礼公議ニ違フ者ハ断然征討ス、権門貴族毛貸(仮)借スル事ナシ」(『石田英吉文書』国立国会図書館蔵)と結び、「公議ニ違フ者」は絶対に容赦しないとの極めて厳しい所説が見られる。ここにも、福井藩論と全く共通する「私政」廃棄による「公議」第一主義の龍馬の考え方が判明する。したがって由利は、龍馬の政治綱領を「五ヶ条の御誓文」で見事憲章化したとみてとることができる。

三、「民撰議院設立」建白への参加

明治四年（一八七二）七月の廢藩置県は、「有司専制」の官僚主導体制への道をひらくこととなる。明治政権の機構は改められ、太政官三院（正院・左院・右院）の左院は集議院の後身にあたり、一応立法府の形態をとるが、現実には正院のもとにある諮問機関に後退する。

しかも当時の集権化する中央政権の実態は、薩・長・土・肥出身官僚が独占的となり、しかも薩・長が首座を争うという有様で、いよいよ藩閥専制化の方向をたどることになる。「閥」の政治理念は「私政」につながるものであり、かねての由利らの「公議論」路線が厳しく戒められたところで、この点、明治十年代に全国的に高まる自由民権運動のきっかけとなる「民撰議院設立の建白」を行わせる結果ともなる⁽⁹⁾。

「建白書」の作成に当たり、板垣退助を中心に明治七年（一八七四）一月十二日結成された愛国公党で協議し、板垣退助・後藤象二

郎・副島種臣・江藤新平ら八名の連署により同月十七日左院に提出するが、この際、イギリスの議会制度を調査して帰国した小室信夫・古沢滋とともに由利公正が加わることに着目したい。

さらに由利は、愛国公党の「同志集会の場」として、東京銀座三丁目「幸福安全社」という倶楽部を設け、これを敦賀県（現、福井県）人蒔田魯に管理させ、同県の小笠幹（牧野主殿介）ら数名を同社に誘うという熱の入れようであった⁽¹¹⁾。

そこで「建白書」ではまず、「臣等伏して方今政権の帰する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而も独り有司に帰す」と、もっぱら藩閥有司専制に対する非難、攻撃が中心となる。そして「天下の公論を伸張し、人民の通議権理を立て、天下の元気を鼓舞し、以て上下親近し、君臣相愛し、我帝国を維持振起し、幸福安全を保護せんこと（後略）のためには、ぜひ民撰議院を創設すべきであると訴えたのである。

こうした「天下の公議」による政治こそ、維新政権の政治方針「五ヶ条の御誓文」の由

利案第五条「万機公論に決し私に論ずるなかれ」の「私政」反対の趣旨にまったく符合する。要は由利の立場からすれば、維新当初に画策した政治理念が大幅にゆがめられたことに対して、鋭い批判と反発を試みたものといえる。

由利は、「建白書」に署名した当時を回想して、「私は御維新の当初から会議といふ事に専ら意を注いで居たから、西洋へ行つたときも、村会・県会・国会と云う事の上に於て、余程心を用ゐて調べて来て居て、是非とも議會を起して、所謂憲法を御定めに成てお遣りにならねば、十分の処まで成就はしないといふ考であった（後略）」⁽¹²⁾と説いたほどである。

もちろん愛国公党の組織的母胎は士族層であり、「今夫れ斯議院を立るも、亦遽かに人民其名代人を扱ふの権利を一般にせんと云うには非ず。士族及び豪家の農商等をして独り姑らく此の権利を保有し得せしめん而已」と規定するなど、「士族及び豪家の農商」にその「権利」を「保有」させるといふ思考は、名実とも立法機関とはみなし得ない「民撰議院」の歴史的性格は否めないが、いみじく

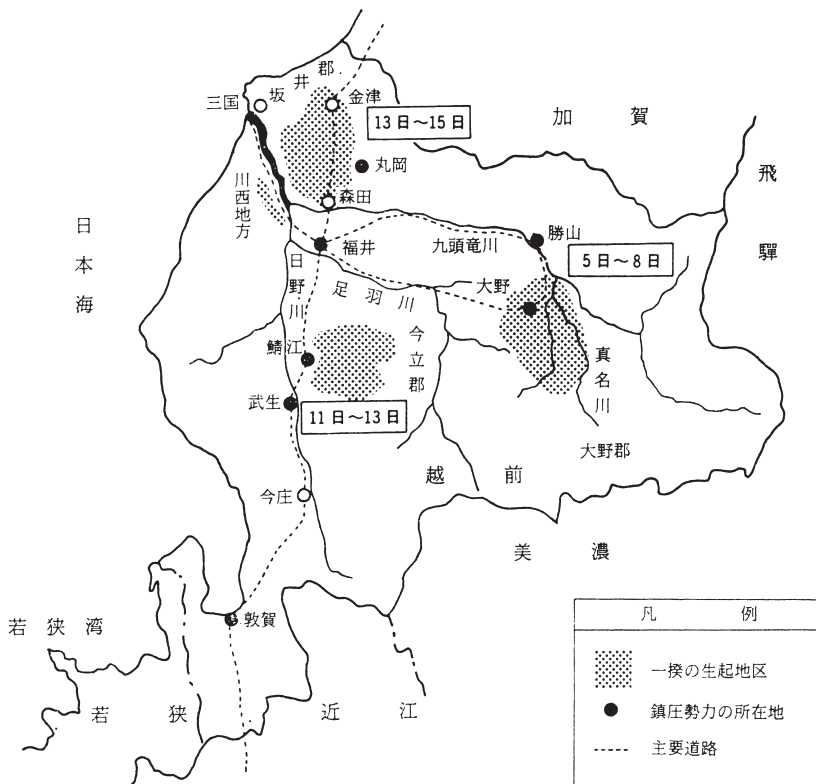
も「御誓文の意味を拡張せんとする而已」⁽¹⁴⁾とする同党の主張こそ、由利の「公議論」路線に深くかわるものと考えたいのである。

四、建白の社会的背景

こうした「建白」を行わせる社会的背景としては、全国各地で続発した農民や民衆の一揆、打ちこわしがあげられる。明治四年（一八七二）から七年までの四年間に全国で八九件の一揆が数えられ、そのうち一万人以上の決起が一件、そのなかで六件が明治六年に集中する。同年で福岡県下の大一揆（六月）につぐほどの大がかりなものが、三月上旬から中旬にかけて、敦賀県（現・福井県）で起きたのである。（図、参照）。

大野・今立・坂井三郡下に拡大し、一揆勢が三万人以上も出動する。表向きは越前真宗地帯での明治政権の一方的な教化政策に反発する宗教一揆の様相をみせながら、その展開過程でのさまざまな要求の内容や、それに攻撃対象からみて、藩閥専制化政権への抗議行動としての性格がさわめて顕著である。⁽¹⁵⁾

図 明治6年3月越前護法大一揆の生起図



拙著『明治初年真宗門徒大決起の研究－越前護法大一揆分析－』（思文閣出版、昭和62年）所収。

大一揆の主な階層は、真宗寺院僧侶とともに、農村で一部上層農のほかに中層農さらにも多くの下層農、都市では賃稼ぎ層とともに、中・小商人、職人たちであった。これら農村・都市双方の出動者の合流・同盟のもとに、真宗門徒としての共通な「同朋」意識に支えられて大一揆へと高揚したのである。

大野郡下の大一揆のつぼと化した大野町の場合、元足羽県支庁の焼き討ちへそのため支庁が保管する地券書類の一切が焼失¹⁶に加え、町内の戸長が預かっていた地券（壬申地券）をことごとく一揆勢が奪取して焼き払う。

ついで高札場・商法会社・大商人・教導職寺院はじめ、明治政権の支配機構の末端につながる区戸長層（豪農商）に集中する。

また今立郡下で一揆のもっとも高揚した粟田部村の場合、豪農商の筆頭として攻撃対象の矢面に立たされた木津群平は、明治四年二月郷長、同年六月戸長、五年九月今立郡地券掛、六年一月より第二四大区・区長をつとめるなど、明治政権の末端につながる代表的な人物であった。¹⁶

ところで大野町では、一揆の猛勢にたじろ

いだ官員は、いったんかれらの「願書」を受け入れながら、敦賀県庁ではただちに、名古屋鎮台に出兵方を要請、同月二十二日から鎮台兵の進駐のもとに、郡内の出動者の一斉検査に乗り出した。刑罰は意外に厳しく、主導者六人は捕縛からわずか半月たらずの四月四日に判決があり、即日処刑されている。

このように、結局のところ一揆勢の敗退に終わった格好だが、その後の区戸長層全般の動きとして、打ちこわしを受けた罹災者はかりでなく、県下一円にわたり大一揆の再燃にはなほだおびえたのである。

県では四月早々、中央政府に罹災者への救済金の貸与申請を行ったが、その「伺い書」のなかで「区戸長の罹災者はもちろん、直接その被害をうけない他郡の区戸長まで大一揆の脅威におののき、退役辞職を表する者連綿として絶たず」という有様で、この調子では、区戸長を務めるものがなくなる」と真剣に訴えている。なにぶん県側からすれば、こうした末端支配層の区戸長が動揺して辞職すれば、ただちに明治政権の支配組織に大きな亀裂が入るばかりでなく、その瓦解を招くと

危惧するわけである。

これに対し、政府は四月十日、県に対して総額三、一〇〇円を大野・今立両郡下の計三名に貸与して救助するよう指令した。その際、同じ大一揆による被害者でも、区戸長等の役職のない寺院や豪農商層には貸与されず、権力支配の末端統治組織を保持しようとする腐心する明治政権の企図するところは余りにも明瞭である。¹⁷

そこでこの大一揆で表面化した「地券忌避」の件は、明治十一年（一八七八）以降の越前七郡下の大がかりな「地租改正反対運動」につながり、しかもその展開過程のなかから、国会開設を求める「越前自由民権運動」が生成する。この点まさしく由利らの「公議輿論」尊重の「公議論」路線に触発された民衆層からの熾烈な反発であったといえよう。

五、鈴木市長への由利「祝辞」

周知のとおり、明治二十一年（一八八八）四月、市制・町村制の公布にともない、翌二十二年二月、福井が市制施行地に指定され、

福井県下で唯一の市として発足し、初代の市長に旧福井藩士の鈴木準道が選任された。⁽¹⁸⁾

同八月十八日に、福井市役所の開庁式が盛大に挙行されたが、その際鈴木市長に対して由利が「祝辞」(福井市立郷土歴史博物館蔵)を呈した。そのなかで、かれは「公共ノ道ニヨリテ公共ノ責ニ任スルモノハ、自ラ公共ノ

心アリ、公共ノ心ヲ心トスルモノハ、則無偏無党地方全体ノ為ニ謀リテ偏依セス」と述べ、「地方自治」の公共性を力説する。さらに、「若或偏党相依頼シ、目前ノ小利ニ迷ヒ公共ノ道ニ背ケハ、特ニ多数ノ怨ヲ招クノミナラス、国家ノ不利ヲ来シ、勅令至仁ノ本旨ニ戻ル、慎マサルヘケンヤ」と、「公共ノ道」に違反した政治をすれば、地域住民多数の怨みをかうのは必然だと厳しく戒めたのである。

一般に「祝辞」といえば、相手の人物を称揚し、一応の祝意を表するのが普通であるが、由利の場合は、市政の公共性を訴えることに懸命になっている。こうした政治理念こそ、かれが幕末の藩政にかかわったときからの持論であり、「五ヶ条の御誓文」の「公議公論」主義の趣旨をふまえており、また横井小楠の

「大いに言語を開き天下と公共の政をなせ」(「国是七条」)にも符合する筋合いのものである。

実は鈴木が市長就任期間の二十二年五月二日より退任の二十八年四月二十七日までの約六年間、かれが丹念に記した『市務日誌』(以下『日誌』と略称)を残すが、それによると、かれはまず市政諸機構を整備し、自治行政の基礎の確立につとめたことがわかる。⁽¹⁹⁾『日誌』(二十二年八月十八日の条)のなかで、鈴木

は前述の市役所開庁式において、式辞を述べたが、その際「謹而我政府カ市制ヲ公布セラレタル旨趣ヲ案スルニ、本邦古来自治ノ習慣ナキニアラサルモ、今ノ時ニ及テ完全ナル制度ヲ施シ、以テ愈自治ノ精神ヲ養成シ、国家ノ行政ト地方共同ノ事務ト共ニ、其全キヲ得テ衆庶ノ幸福ヲ増進シ(後略)」ていくのを市長の本務と考へるなど、鈴木がさきの由利の「祝辞」の見解にしっかりと応えたわけである。

なにぶん「地方自治」のワク内で、民意を精いっぱい尊重しようとしたかれの政治姿勢がはつきりうかがわれる。⁽²⁰⁾しかもその基本理

念には、まさしく由利哲学が深くかわることをみてとることができるとみてもよい。

六、由利「詔書奉読所感」

由利は明治四十二年(一九〇九)四月二十八日他界するが、同月に述べた「処世談」が記録化されている。それによると八十一歳の長寿を全うした由利が、赤裸々な生活信条を吐露したものと注目される。

つまり、ものごとく処する場合に、「私智私情」に動かされない「至誠」こそ、もっとも大切な心構えでなければならないと力説する。まさしく、かれが学問的にもっとも重視した『大学』三綱領の教えをふまえたもので、これがはからずも由利の辞世の句ともなった。

横井小楠が嘉永四年(一八五二)六月、上国巡歴の途次福井城下に来訪した際、由利は小楠の『大学』三綱領の「学話」にいたく感銘し、これを機会に『大学』の勉学に真剣に取り組んだが、こうして創成された学問観による「至誠」の強じんな生活信条が、生涯を通じて堅持されたことはいままでもない。

そこで、この「処世談」の前年、四十一年の由利の「詔書奉読所感」に視点をすえることにする。同年十月十三日に發布されたこの「戊申詔書」は、「戦後日尚浅ク、庶政益々更張ヲ要ス、宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去り実ニ就キ、荒唐相誡メ、自彊息マザルベシ」と説く。なにぶん日露戦争後の農村の著しい疲弊や風紀の弛緩につき、勤儉や上下一致思想を訴えることよって、克服しようとしたのである。もちろん同年七月に成立した第二次桂内閣には、立憲政友会などの政党の伸張を押さえ、官僚勢力の維持発展をはかる企図が秘められていた。

由利は、この詔書は、かつて維新政権下で自分が最初に起草した「五ヶ条の御誓文」の趣旨とも深くかわるものとして「誓文」第二条「上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ」と第三条「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス」の条文をしつかり実践するならば、「怠惰放逸と云ひ、奢侈淫靡といふ如き弊」は絶えてなくなるはずであり、それが問題になるのは、「事に当るものに経綸の識が無く、民心が倦んだ証」であると激しく追及するのである。そして「国是」(註、五ヶ条の御誓文)が發布されてから四十一年を経たにもかかわらず、「政治の局に当るもの」が、この趣旨を十分実践できずに戊申詔書の制定となったのは、其だ残念至極であると結論づける。⁽²¹⁾

以上、由利が明治末年から振り返って、維新以降「五ヶ条の御誓文」の「国是」が、日本近代化路線のうえで満足に生かされずに、むしろゆがめられたことに対する厳しい批判を込めたものといえよう。

七、「五ヶ条の御誓文」発布七〇周年記念式典

昭和十二年(一九三七)三月十四日、「五ヶ条の御誓文」発布七〇周年で、衆議院本会

議で盛大な記念式典を挙行したが、翌十五日の「福井新聞」⁽²²⁾で、由利の盟友金子堅太郎が、「五ヶ条の御誓文の由来」と題して小楠の国是三論(富国論・強兵論・士道論)「万延元年(一八六〇)の趣旨が、由利により「御

誓文」のなかに憲章化されたものであると記述する。まさしく由利が師と仰ぐ小楠の偉大な思想大系が貫徹されていることを明示するだけに、大いに注目をひくところである。

そこで前述の昭和十二年三月の「五ヶ条の御誓文」発布七〇周年」の記念式典が衆議院本会議で挙行されてから約四ヶ月後の同年七月七日蘆溝橋事件が勃発しこの事件が契機となって日中戦争がはじまり、その後太平洋戦争へと拡大する。この点、「五ヶ条の御誓文」発布七〇周年式典」が衆議院本会議で挙行されたわずか四ヶ月後に日中戦争がはじまったこと自体が、「御誓文」の本旨がまったく定着していなかった何よりの証左である。

まさしくゆがめられた近代化コースがもたらす日本ファシズム体制の完敗により、前代未聞の悲劇的な結末に終わったことは周知のとおりである。

八、東久瀨宮内閣の明言

太平洋戦争で日本の完敗により、由利の目指した「御誓文」の真意がはっきり蘇生する

²¹若越郷土研究(福井県郷土誌懇談会)

ことになる。昭和二十年（一九四五）八月二十八日、東久邇宮稔彦総理が内閣記者団に對して、「一億総懺悔・皇国再建へ」と題し、「五箇條の御誓文こそ根幹」として、民意尊重・民生安定・平和主義が力説されている。

要は東久邇宮総理としては、明治以降の日本近代化路線のなかで、「御誓文」の本旨がゆがめられ、いわば「画餅」に似た弊風に堕したことを率直に認め、この際、わが国民全体が厳しい自己反省に立たねばならないことを断言したわけである。

九、総括

われわれの真剣な反省点として、「五ヶ條の御誓文」の卓越した趣旨が、明治期以降、昭和戦前の日本近代化路線のうえで、著しくゆがめられ、結局のところ「画餅」の域から脱却できなかったことは、現実の歴史過程がなによりも雄弁に物語っている。

この点、まさに問題提起した高橋幸八郎教授の指摘する「上からの近代化」「プロシヤ型」の領域を脱却できなかったことは、はっ

きり認めざるを得ない。したがって「御誓文」の真精神の実践こそ、依然として日本国民にとつての甚だ重要な今日的課題でもある。

とりわけ由利公正により「御誓文」のなかに導入された横井小楠哲学の基本とされる「大義論」つまり偏狭な国益中心主義を超越し、「真の近代化＝民主化」の必然性が胚胎する普遍的原理へ四海同胞主義を精いっぱい尊重すべきことが改めて痛感される。

この点、国際連合など国際的規範としても、十分堪え得るものであり、今後の極めて重視すべき実践的課題であることを付記したい。

注

- (1) 吉田健「由利公正と五ヶ條の誓文」(草案) (三一) 上二夫・舟澤茂樹共編著「由利公正のすべて」(新人物往来社、平成十三年)において、先進的な由利案が福岡孝弟(土佐藩)の列侯会議の考えにより修正された経緯を説いている(118、122頁、参照)。
- (2) その際、県教育庁生涯学習課参事吉岡栄雄氏と県立図書館司書(松平文庫所管)長野栄俊氏が原本持参のうえ拙宅に來訪され、三上としても、はじめて原本に接し、いたく深い感銘をお

ぼえたところである。

- (3) 高橋幸八郎編「日本近代化の研究(七)」(東京大学出版会、昭和四十七年)の序文で、高橋教授は「近代化」路線の「二つの道」つまり、農民大衆の不断の反封建闘争によって、封建制の全面的廃棄を「下から」dans les fruits「フランス型の道」(「革命的な道」と、封建的土地貴族と国家が「上から」von obenの改革により、新たな近代社会の母胎内に旧生産様式の諸要素と伝統的な社会関係をもちこみ、温存してゆく「プロシヤ型の道」(「妥協」の保守的な道)を設定し、日本の場合は明確に後者の「プロシヤ型の道」をたどると論ずるが、「明治維新」の基本的な歴史的性格を把握するうえで、甚だ重要な研究視角と思考される。

- (4) 「五ヶ條の御誓文」の歴史的性格―「画餅の弊」からの脱却難―(「若越郷土研究」五一の一、福井県郷土誌懇談会、平成十八年) 1～5頁、参照。

- (5) 拙著「日本近代化の研究―福井県下の動向を中心に―」(日本海地域史研究叢書、文献出版、昭和六十一年) 23頁。

- (6) 拙稿「大義を世界に―横井小楠の維新変革論―」(「若越郷土研究」45の5、平成十二年)において、小楠が慶応二年(一八六六)、甥左平太・大平の渡米に際して贈った送別の辞「堯舜孔子の道を明らかにし、西洋器械の術を尽さば何

ぞ富国に止まらん、何ぞ強兵に止まらん、大義を四海に布かんのみ」の文意は、小楠の目指す理想的な政治社会像を端的に表現するもので、かれは、人間性に基づく倫理性を軸に、「富国・強兵」の重要さを説くが、それはあくまでも手段であり、窮極の目標として、各国の偏狭なナショナリズムを止揚して、「仁政」の「儒学国家原理」をふまえて、お互いに協調して築く国際平和社会連帯の構想を創出した経緯を検討した(65、68頁、参照)。

なお、中拂仁「横井小楠の政治思想」(『政治論叢』六七号、平成元年)が、当時の国際上の現実的課題として、「世界平和主義」をかかげ、「一藩あるいは一国のエゴイズムを超越して、世界の国々は普遍的原理に大義に従って協調すべきであった、日本は進んで万国平和・四海同胞の実を挙げるために努力すべきことを、小楠は念願したのである。」(56頁)と説くところとも軌を一にするものと考えたい。

(7) 平石直昭「主体・天理・天帝(一)―横井小楠の政治思想―」(東京大学社会科学研究所『社会科学学研究所』二五の五、昭和四十九年)の論ずるところは、小楠の晩年の「天帝」の観念の創出につき、かれの思想の根幹となる「三代の学」との関連で理解すべきことを端的に示したものである。

(8) 山崎益吉『東アジアと日本―普遍主義を求め

て―』(高崎経済大学附属産業研究所紀要)二九の一、平成五年) 8頁。山崎氏は、中国社会科学院経済研究所主催「東アジアの経済社会思想と現代化」(於北京、一九九三)研究会で、「日本経済思想史の現状、方法、課題」の報告を行ったが、そのなかで、日本の経済、社会経済思想がアジアや世界に対して普遍性をもつためには、どのような条件を備える必要があるかという課題意識をもとに、小楠の儒学思想を「普遍主義」として位置づける分析視角から論旨を展開したことは、今後の東アジア諸国の共同研究の重要な指針になるものと思考される。

(9) 拙著『日本近代化の研究―福井県下の動向を中心に―』(前掲書) 24、26頁、参照。

(10) 「建白書」が左院に提出された翌十八日、その全文が『日新真事誌』(注、明治五年英人ブラックが東京で創刊)に発表されると、大きな反響を呼び、その後各地に民権政社が結成される。また翌八年から九年にかけて、『評論新聞』『中外評論』『草莽雜誌』などの民権派雑誌が刊行されたが、要は維新政府が成立当初に宣言した「万機公論」による「会議政治」の実現を期待して失望した識者層には、この「建白書」が「会議政治」を約束させるきっかけの働きを果たしたものとみることができる。

(11) 三岡丈夫『由利公正伝』(前掲書) 434頁

(12) 前掲『由利公正伝』434頁。(実話)の冒

頭に所載。

(13) 板垣退助編『自由党史』(岩波文庫(上)) 107頁。

(14) 前掲『自由党史』104頁。

(15) 拙著『明治初年真宗門徒大決起の研究―越前護法大一揆分析―』(思文閣出版、昭和六十二年)において、昭和四十三年(一九六八)に新に発見された敦賀県官員による現地からの書翰や諸報告及び同県より中央政府への諸報告の控簿などの諸記録綴『暴動始終奏上簿』(福井県坂井市上錦、富永亮一郎氏所蔵)を中心に関係諸史料により、大一揆がいかにも直接的要因のうえで「護法一揆」の様相をみせながら、その実態はあくまで明治政権の絶対主義化への推進過程における諸矛盾に対する反対要求の性格をはらむ一揆として把握せねばならぬ論拠を提起した。

(16) 『前掲書』第三章「諸要求、その主導的諸階層」において、一揆側の諸要求の基本的課題―それは「護法一揆」自体の歴史的性格を規定するものであるが―がいかなるものかは、大一揆の展開過程における攻撃対象と主導的諸階層の具体的動向に視点をずえることにより一段と明確化する。(66、110頁、参照。)

(17) 『前掲書』第四章官側の対応第二節末端支配層の動向、171、173頁、参照。

(18) 鈴木準道は、維新後は、郡奉行(今立郡)として勤務し、福井藩民政局大属・福井県権典事

などを歴任したが、のち旧藩主松平家の家扶となり、東京邸で家政の処理にあたっていた。ところが、福井市政の発足に際し、はからずも市長に選任されたのである。

(19) 鈴木準道『市務日誌』（福井市立郷土歴史博物館蔵）。『福井市史』資料編2・近現代2（福井市、平成六年）は、『市務日誌』の二十二年度分を収録する（41～98頁）。

(20) 拙稿「初代鈴木市政の特質」（福井市立郷土歴史博物館『研究紀要』（2）、平成六年、63頁）。

(21) 拙稿「明治末年からの回顧」『由利公正のすべて』（三上一夫、舟澤茂樹編著、新人物往来社、平成十三年）28～29頁、参照。

なお松浦玲氏も、「由利公正の晩年」（前掲『由利公正のすべて』）で、由利が「戊申詔書」の内容に反対した事情に言及する（206頁）。

(22) 福井新聞社刊『福井新聞』（昭和十二年三月十五日付）。

(23) 同社刊『福井新聞』（昭和二十年八月三十日付）。